

全国精神衛生連絡協議会

会報

昭和62年9月

会報13号

目次

巻頭言 国立精神・神経センター精神保健研究所長 藤縄 昭 ..... 2

精神障害者に係る資格制限・利用制限等について 厚生省保健医療局長通知 ..... 3

身体障害者雇用促進法の一部改正について ..... 5

職親・院外作業事業所関係の調査から 一職親・院外作業先企業主の意見と「訓練生の感想」 ..... 7

行事 全国精神衛生職親会発会式 ..... 11

お知らせ ..... 14



国立精神・神経センター精神保健研究所着任の御挨拶

精神保健所研究所長 藤 縄 昭

本年3月御退官になった高臣所長の後任として、6月1日精神保健研究所に着任いたしました。皆様よく御存知のように、本研究所は昭和27年国立精神衛生研究所として設立され、35年の歴史を歩んでおり、歴代所長の御努力により業績をあげ、精研の独自性と主体性が築き上げられてきました。ところが昨年10月、国立精神・神経センターが発足するとともに、本研究所はその一部門として名称も精神保健研究所と改まり、センターの使命である精神・神経疾患の高度専門医療の実践、研究の一翼を担うことになりました。組織は変わりましたが、精研35年の歴史の延長上にあって、その主体的独自性を生かしながら、21世紀に向けて発展、充実し、さらに新たに脱皮してゆかねばならないと存じております。今までにまして、皆様方の御支援をお願い申し上げる次第でございます。この度着任いたすまで、私はほとんど京都を離

れたことがなく、臨床的実践と研究、教育に精神科医としての生活を投入してきました。自分の足許をみつめて過してきたように思います。突然天下を見渡し、天を見上げるような立場におかれ、めまいを覚えました。しかし中央に出てきて、わが国の精神衛生の課題が、法改正も含め山積していることを知り、第一歩から勉強してゆかねばならないと決意しているところです。その重責に耐えるかどうか甚だ心もとないことですが、私の臨床経験を原点に、研究所の諸君の協力と皆様の御支援を頼りにしながら、精神衛生の新しい視界が開けることを念じております。まだあまり大きな構想を描くこともできませんが、誠心誠意励む決意でございます。皆様の御指導御鞭撻をお願いすると同時に、皆様の御活躍を祈り上げ、御挨拶といたします。

〔各都道府県知事宛厚生省保健医療局長通知〕  
健医発第881号 昭和62年7月21日

精神保健行政の推進につきましては、日ごろより御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、精神障害者対策に関しては、近時、特に精神障害者の人権擁護及び社会復帰の促進が強く要請されているところであります。なかんずく、精神障害を理由とする資格制限や施設の利用制限等については、精神障害者の社会復帰、社会参加等の観点からその見直しを行うべきであるとの意見が関係方面より示されてきていることであり、政府としても、本年3月国会に提出した精神衛生法等の一部を改正する法律案の中で、精神病者に係る公衆浴場の利用規制を見直すべく公衆浴場法の改正規定を盛り込むとともに、去る6月に障害者対策推進本部（本部長 内閣総理大臣）において決定した「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」の中で、精神障害者の人権擁護及び社会復帰の促進のための重点施策の一つとして「精神障害を理由として設けられている資格制限等について検討を行うこと」を盛り込んだところであります。

もとより、精神障害者に係る資格制限・利用制限等については必要最小限度のものに限られるべきものと考えられるところであり、貴職におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、関係諸資格・諸制度について検討を行われますようお願い申し上げます。また、貴管下市町村に対してもこの旨の周知方、併せてお願い申し上げます。

〔参考資料〕

1. 精神衛生法の一部を改正する法律案(抄)
2. 精神衛生法の一部を改正する法律案新旧対照条文(抄)
3. 精神衛生法の一部を改正する法律案要綱(略)
4. 「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策(抄)



[参考資料 1]

◎精神衛生法等の一部を改正する法律案(抄)

(公衆浴場法の一部改正)

第4条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の一部を次のように改正する。

第4条中「認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える虞のある精神病患者と」を削る。

[参考資料 2]

◎精神衛生法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文(抄)

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。	第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える <u>虞のある精神病患者と</u> 認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

[参考資料 4]

「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策(抄)

(昭和62年6月 障害者対策推進本部)

第2 課題別施策の基本的方向と今後の重点施策

2 保健・医療

(3) 精神障害者対策の推進

精神障害者の人権を擁護しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の推進を図るものとする。このため、精神障害者の人権上の改善と並んで精神障害者の社会復帰の促進を大きな柱とする精神衛生法等の一部を改正する法律案の早期成立を期するものとする。

今後、精神障害者対策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

ア 保健所、精神衛生センター等における精神衛生相談等の充実を図り、地域精神保健対策を推進すること。

イ 入院形態の見直し、入院手続の整備、精神病院に対する指導監督規定の整備など入院患者の人権の確保に努めること。

ウ 精神障害者の人権の擁護並びにその適正な医療及び保護の実施のため、精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度へ改組すること。

エ 社会復帰施設整備の促進など精神障害者の社会復帰・社会参加を促進すること。

オ 思春期、老年期等のライフ・ステージに応じた精神保健対策を促進すること。

カ 精神障害を理由として設けられている資格制限等について検討を行うこと。

精神障害者は図書館、美術館への入場お断り、議会の傍聴もダメー条例や規則などに盛り込まれている精神障害者を対象にしたこうした「制限条項」が差別や偏見を助長、社会復帰の妨げになっているとして、厚生省は二十一日、各都道府県に条例や規則を見直すよう求めた通知を出した。

こうした制限条項は精神障害者であることだけを理由にしたもので、厚生省の調査では一つの市で文化ホール、教育委員会や議会の傍聴、児童館、総合福祉センターと、十カ所の施設から精神障害者を閉め出すというひどい事例もあり、全国の自治体には似たような事例がかなりあるという。

厚生省はこうした制限条項を撤廃するため昨年5月、プールでの入場制限を禁止する通知を出したほか、精神衛生法改正の動きに合わせて精神病患者の入浴を禁止した公衆浴場法の改正を国会に提案している。

精神障害者への差別ではこうした制限条項以外に、権利や資格を制限する欠格条項をもった法律は調理師法など40もあり、いったん「精神障害」のレッテルを張られると調理師、美容師になれないのが実情。

このため全国精神障害者家族連合会や弁護士会が「市民権を侵し、差別偏見を助長している」と批判、厚生省も今年一月、各省庁に所管法令の見直しを要請している。

小林秀資・厚生省保健医療局精神保健課長は「精神医療は著しい効果を持つ向精神薬の開発などで隔離収容型から社会復帰など開放りハビリ型に変わりつつある。かつてのイメージで精神障害者を差別するようなことは改めてほしい。規則などにことさら精神障害者と書かなくても、他人に迷惑をかける恐れのある人と一般的表現で施設の秩序維持の目的は十分達せる」と、精神障害者への正しい理解と社会復帰への協力を訴えている。

(共同通信記事から)

身体障害者雇用促進法の一部を改正する

法律案要綱についての諮問及び答申について

(労働省発表)  
昭和62年1月21日

労働省では、昭和62年1月21日に開催された身体障害者雇用審議会(会長 白井泰四郎 法政大学教授)に対して、標記の法律案要綱について諮問したところであるが、同日、同審議会から労働大臣に対して、諮問案は概ね妥当である旨の答申が行われたところである。

今後、労働省としては、本要綱に従い、「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案」を取りまとめ今国会に提出することとしている。

なお、同法律案要綱の主な内容については、以

下のとおりである。

(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案要綱の主な内容)

1 「身体障害者雇用促進法」から「障害者の雇用の促進等に関する法律」へ

(1) 「身体障害者」から「障害者」へ

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案においては、精神薄弱者、精神障害者等

に対する雇用対策が重要な課題となりつつあ



ること、国際的にもすべての障害者を対象とした対策を講ずることが求められていること等にかんがみ、法律の対象となる者の範囲を身体障害者から精神薄弱者、精神障害者を含む障害者全般に拡大することとし、法律の名称を「身体障害者」から「障害者」に改正するとともに、「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」にまた、「身体障害者雇用審議会」を「障害者雇用審議会」にそれぞれ改正する。

## (2) 「雇用の促進」から「雇用の促進・安定」へ

これまでの身体障害者雇用促進法においては、身体障害者の雇入れ等雇用の促進を目的としていたが、近年離職する障害者の増加がみられ、障害者の失業の防止等雇用の安定も大きな課題となりつつある。このため、障害者雇用継続助成金（仮称）の支給業務を協会業務に加え、これに対して必要な経費を交付金として交付する等の措置を講ずるとともに、雇用されている障害者や障害者を雇用している事業主に対する助言、指導を行うこととする。これに伴い、法律の名称を「雇用促進」から「雇用の促進等」に改正する。

## 2 精神薄弱者対策の充実強化

昨年7月に提出された、身体障害者雇用審議会の意見書の趣旨に沿い、精神薄弱者を雇用率制度上、実雇用率を算定する場合にカウントすることとするとともに、雇用されている精神薄

弱者については身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給の対象に加えることとする。

## 3 職業リハビリテーションの推進

心身障害者職業センター等の障害者の職業リハビリテーションに関係する施設（障害者職業センター（仮称））を法律に位置づけるとともに、これらの施設の運営が雇用促進事業団、身体障害者雇用促進協会等の多岐にわたって行われており、職業リハビリテーションの発展に支障をきたしていることから、これらの職業リハビリテーションを行う施設の設置及び運営を日本障害者雇用促進協会（現在の身体障害者雇用促進協会）において一元的に実施することとし、障害者職業総合センター（仮称）を核とする職業リハビリテーションの全国ネットワークを構築し、職業リハビリテーション体制の整備とサービス水準の向上を図る。

なお、これに併せて、国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）及び吉備高原総合リハビリテーションセンター（岡山県吉備高原都市。昭和62年度開所予定）の職業訓練部門の運営についても日本障害者雇用促進協会に行わせることとする（従前は委託）。

## 4 施行期日

昭和63年4月1日から施行する。ただし、障害者雇用継続助成金（仮称）の支給に係る部分については、昭和62年7月1日から施行する。

## 職親・院外作業事業所関係の調査から

### —職親・院外作業先企業主の意見と「訓練生の感想」—

#### I. 企業主の意見から

（34都道府県237病院の院外作業先と6県の登録職親計325事業所の回答）

##### 対象事業所の概要

職親等（本調査では、回復者を雇用し、または院外作業の通所者を訓練生として引き受けている事業所を「職親」とした）のうち、現在、院外作業を行っている事業所が230件、退院者のみを引き受けている事業所が95件であった。

事業所の規模は、表1で見ると通り、従業員数5人以下が62件、6人～20人：121件、21人～100人：119件、100人以上が21件であった。5人以下の事業所や100人以上の中・大規模の事業所は少なく、6人～100人の小規模事業所が70%以上を占めていた。

職親制度については、「利用している」という回答が86事業所、「利用していない」が84事業所ではほぼ同数であった（ただし、対象事業所の2分の1のみ回答）。

##### 「訓練生」の参加状況

事業所の受け入れ訓練生の状況は表2の通りである。4～6人受けている事業所が93件（28.6%）と最も多く、1人のみのそれが67件（20.6%）と次に多く、全体的には80%強の事業所が訓練生6人以下であった。

訓練生の業務内容については表3の通り、他の従業員と同じと回答した事業所は、31%、違う業務をしているとの回答は62%で、違う場合の方が多かった。

訓練生の仕事従事の日数は、週4日以内が150人、週5日：312人、週6日：689人、その他が79人

で、週6日働いている人が50%以上、週5日以上では80%強となる（表4）。仕事の時間は、1日3時間以内が65人、6時間以上働いている人が983人で後者が80%近くを占める（表5）。

##### 居住状況

居住状況については、自宅からが248人、単身アパート：92人、病院：735人、施設：43人、事業所の寮：62人、共同住居からが71人であった。退院者だけで見ると、自宅からの通勤者が約半数を占めるものの、残りの半数の人が単身アパート、寮、共同住居からの通勤者で自宅以外からの通勤者がかなり多いことがわかる。

##### 障害者に対する職親の見方等

職親をしている年数は、6～7年以上の経験者が50%であった。職親になったきっかけは、病院からの依頼で職親になったとするのがきわめて多く197件、3分の2の職親が病院や保健所からの依頼によって職親になっている。

職親になってよかった点については（表6）、「訓練生が素直、真面目に働く」が47%と半数近い。次いで精神衛生の理解が深まったと回答した人が44%とかなりを占める。また、「社会の役に立つ」「本人や家族が喜ぶ姿を見ることが良い」「訓練生が少しずつ仕事ができるようになることが良かった」等の点を3分の1の職親が評価している。一方、「会社自体のプラスになる」とした人は、4分の1でいどであった。

職親になって苦労していることについては（表7）、40%の職親が「仕事のミスへの気配りが大変」と回答しこれが一番多い。次いで「仕事を覚えさせるのに時間がかかる」が33%を占めた。「物を言



わない」「客との対応が困難」とする回答はこの調査では少なかった。「一緒に働いている他の従業員からの苦情」が12%あったが、一方、「特に苦労はない」とする職親も16%あった。

職親になって後に精神障害者にどのような考えを持ったかについては(表8)、精神障害者はおとなしい、素直、気持ちがやさしいとポジティブな感情を持つ職親が41%となり、早く社会復帰させたいとして指導をする職親も40%を越している。他に仕事をよくやってくれると評価した人(32%)、訓練生がそれなりに努力していることが分かったとする職親(33%)がほぼ同数いる。反面、「訓練生は融通がきかない、動作がのろい」と回答した職親も4分の1あった。(職親として障害者に接していく上で、「扱い方がむずかしい」「怖い」という否定的な気持ちの回答は10%以下であった)。

自由記入  
関係機関との連携、職親間の交流、行政による指導が必要との意見が全体の半分を占めている。その他、目立つ希望としては医師の理解、協力を要望する声あげられる。訓練生に関しては出勤状態についての記述が目立ち、もっと出勤するように(休まないように)との希望が全体の3分の1あった。

制度の上での要望では、施設の面では中間施設がほしいとする意見が目立ち、ソフト面では税法上の優遇措置、社会適応に関する訓練手当の増額、他の障害者同様の雇用促進法の適用、労働基準局への制度調整への要望が30~25%あった。

## II. 「職親制度」利用者の声

(現に職親を利用している在宅精神障害者46人の回答)

### 職場の概況

事業所の規模でみると従業員5人~29人のところが57%、全体の8割以上が29人以下の小企業で

あった。300人以上の事業所に勤めている対象者はいなかった。

また全員が職場で自分の病気のことを知っていると答え、うち2割だけが上司だけにかぎって知っていると答えている。

### 居住状況

利用者の52%が親との同居、他の家族との同居を含めると6割強になり、39%が単身生活者であった。家族と同居している者のうち4割が「(家族に)頼りたくないが頼らざるを得ない」、3割が「(生活に困らないだけのお金があれば、家族から)自立したい」と答えていた。  
仕事や自分自身についての見方  
困難についてもっとも多いのが、「体調をくずしたときに休みが取りにくい」という回答であった。(21%)。以下、「作業能率が低く肩身がせまい」(18%)、「職場の人間関係がうまくいかない」(8%)等であった。(表9)。

職場に対する希望(表10)では、理解ある企業主・保護的職場を求める声、調子が整わない時に休みを取りやすい職場を求める声が高かった。「相談援助担当者がある」「騒音を少なくする」等の希望もかなり多いことがわかる。

注. Iの報告について：昭和61年度身体障害者職域拡大等委託研究調査「精神障害回復途上者の就業状態に関する調査研究」の一部「同上アンケート調査」から。(なお、この調査については協力をいただいた医療施設に別に報告されます。)

IIの報告について：同上の一部「職親を利用する精神障害回復者からみた職親制度の意義と問題点」から。

表1 従業員数(パートも含む)何人いますか。

	実数	(%)
5人以下	62	19
6人~20人	121	37
21人~100人	119	37
100人以上	21	7
無記入	2	1

表2 現在受け入れ訓練生は何人いますか。

	実数	(%)
1人	67	21
2人	57	18
3人	49	15
4~6人	93	29
7~9人	23	7
10人以上	18	6
無記入	18	6

表3 訓練生の主たる業務は他の従業員と同じでしょうか。

	実数	(%)
従業員と同じ	99	31
従業員と異なる	202	62 ※
未記入	24	7

※どのような業務をしていますか(複数回答)

	実数
工程の一部のみ	114
雑役	57
補助	73
その他	7

表4 1週間の仕事日数

	実数	(%)
4日以内	150	12
5日	312	25
6日	689	56
その他	79	6

表5 1日の仕事時間(実働)

	実数	(%)
3時間以内	65	5
4時間	50	4
5時間	154	12
6時間	338	27
7時間	439	35
8時間以上	206	17

表6 職親になって良かったと思うこと。

(複数回答) \*割合については母数325

	実数	(%)
会社のプラスになる	79	24
素直、真面目に働く	152	47
社会の役に立つ	102	31
面倒を見ていると慕ってくれる	79	24
思いやりの心が培われた	65	20
精神衛生の理解が深まった	143	44
本人や家族が喜ぶ姿を見ること	112	35
少しずつ仕事ができるから	109	34
職親会など、人の交流が広まった	21	7
特にない、苦労ばかり	15	5
その他	7	2



表7 職親になって苦労していること。

(複数回答) \*割合については母数325

	実数	(%)
仕事のミスなどの気配りに神経を使う	130	40
人間関係に対する気配りに神経を使う	93	29
日常生活面の指導	48	15
再発防止	60	19
仕事にムラが多い	77	24
仕事を休む	88	27
能率が悪い	97	30
仕事を覚えさせるのに時間がかかる	108	33
物を言わない、聞いても答えてくれない	26	8
気がきかない	74	23
客との応対が困難	31	10
特に苦労はない	52	16

表8 職親になった後の精神障害に対する考え

(複数回答) \*割合については母数325

	実数	(%)
素直、おとなしい、気持ちのやさしいなど	134	41
仕事をよくやってくれる	105	32
可愛い、かわいそう、情がでてくる	87	27
早く社会復帰させたい	134	41
思いやりのある指導教育が必要	121	37
それなりに努力していることがわかった	107	33
融通がきかない、動作がのろい	76	23
扱い方がむづかしい、とっさ的なことが恐い	31	10
社会復帰は余程努力しないとできない	119	37
社会の好意に甘えている	56	17
その他	5	14

表9 仕事を続けていく上で困っていること

(複数回答)

	実数	(%)
残業や夜勤が多く体が続かない	1	3
体調を崩した時に休を取り辛い	10	21
通院時間が取りにくい	2	5
職場の人間関係がうまくゆかない	4	8
人より作業能率が低く肩身が狭い	8	18
賃金昇給で不利な扱いを受けている	6	13
行事や付き合いに参加させてくれない	2	5
仕事に向いていない	6	13
仕事が単純すぎて面白くない	5	11
その他のこと	6	13
特に困ることはない	18	40

表10 職場に対する希望

(複数回答)

	実数	(%)
労働時間の短縮—1日4時間程度	4	8
労働時間の短縮—1日6時間程度	6	13
調子の悪い時に休をとりやすくする	15	33
騒音を少なくする	9	19
理解ある雇い主・保護的職場	17	36
同病者がたくさん勤めていること	6	13
相談援助担当者があること	12	25
その他	1	3
以上のように気を配る必要はない	3	6

## 行事 全国精神衛生職親会発会式が行われる

さる昭和62年7月11日、東京銀座ガスホールで後記の顧問の方をはじめ道正邦彦身体障害者雇用促進協会会長(元内閣官房副長官、元労働次官)、木村政之厚生省大臣官房企画官、勝田智明労働省障害者雇用対策課企画第一係長その他の来賓、約200人の関係者の参加を得て全国職親会が発足した。当日のプログラム、発会式で正式に就任した井出利彦会長の挨拶、役員、昭和62年度事業計画、予算案、発会式アピールは次のとおり。

なお、役員については今後組織の拡充に合わせて適宜増員すること、会員は職親の会員と関係者の二種(平行的な関係)の会員及び賛助会員とすること、準備経過で病院・診療所への連絡が不十分であったので今後は広報を密にすること、来る12月4日、5日の精神障害者の社会復帰と社会参加を推進する全国会議(別記)の中で昨年と同様「職親分科会」を開催し、職親間のつながりを強め活動目標の明確化を図りたいとしている。なお、現在、都道府県単位の職親連合会は静岡県、宮城県、茨城県(本年9月4日発足)であるので当面は個人単位の参加を積極的に求めてゆく。

### プログラム

#### 第1部 全国精神衛生職親会発足式

(午後2時00分～2時45分)

1. 準備委員長 挨拶
2. 準備委員 経過報告
3. 趣旨説明
4. 議長選出
5. 議題説明 ①会則(案)  
②役員人事(案)  
③事業計画(案) 予算(案)
6. アピール採択

#### 第2部 記念講演会

(午後3時～5時)

1. 21世紀保健医療・福祉と障害者対策に求められるもの

講師 大谷 藤郎 先生

2. 今後の日本経済と企業の社会的使命

講師 天谷 直弘 先生

### 挨拶

本日の全国精神衛生職親会の結成に当り、皆様方には何かとご多忙中のところをご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

昨年4月に全国精神衛生職親会準備会として発足いたしましたから1年余、私共は、これを何とか正式の全国精神衛生職親会として発足さすべく努力を続けて参りました。

私達の考える趣旨に賛同する関係者の方々、その他大勢の皆様方のご指導とご協力を得まして、ここに本日の結成となったわけでございます。

この度、身体障害者雇用促進法も改正され来年4月に施行されることになりました。そして、精神障害者もこの中に加えられることになりました。又、精神衛生法の改正も間近にひかえて精神障害者にとっては大変明るい希望が見えて参りました。

とはいえ、現在10万人以上に及ぶ回復者を受入れる企業数はまだまだ少なく、全国的に社会復帰を促進してゆくことはかなりの年月がかかると思われます。それには、まず、全国各地域に於て精神衛生に対する知識の向上、或は、偏見の排除等が必要であり、そのためには、私共、組織の力をもって職親の活動を広く社会に押し進めてゆかねばならぬと思っております。そして、行政、医療関係、或はマスコミ等の方々に、回復者の社会復帰活動に今後とも、より一層のご指導ご理解をお願い致したいと思います。

本日の全国精神衛生職親会の結成に当り、皆様



方の多大のご協力を謝し、今後のご支援をくれぐれもお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

全国精神衛生職親会会長 出井 利彦

役員

- 会長 井出 利彦 (出井加工紙代表取締役)  
 副会長 八文字正夫 (宮城県精神衛生職親会代表)  
 関本 昭三 (美装社図書館製本代表取締役)  
 監事 小林 光政 (小林紙工代表取締役)  
 高梨 兼夫 (榎植木屋代表取締役)  
 理事 栗谷 賢吾 (アワヤニット代表取締役)  
 寺田一郎 (ワナー・ホーム理事長)  
 顧問 天谷 道弘 (電通総研研究所長)  
 大谷 藤郎 (社会福祉・医療事業団理事)  
 栗田 正文 (日本精神病院協会々長)  
 佐藤 壱三 (前千葉大学精神科教授)  
 (アイウエオ順)

昭和62年度事業計画

1 基本方針

今日、心身障害者や精神障害者の就労機能回復面が、障害者の社会参加の大きな課題となってきた。これが実現されるためには、精神障害者に対する社会の正しい理解と認識が求められる一方、精神障害者に対して職業、就労場面への受入れの機会を増加させることが必要である。

その意味で、本会は職親活動を通じ社会に対して普及啓蒙を行い、精神障害者をより全体的な視点で捉えていく必要があるという見地に基づき、以下の諸事業を行う。

2 事業計画

- ア 新規会員の確保及び交流親睦
- イ 全国各地の職親会組織の強化
- ウ ニュースレターの発行等情報提供
- エ モデル的職親、従業員の表彰
- オ 研修及び調査、研究事業
- カ 精神障害者の受入向上のため国、都道府県への政策的要請及び職親に対する広報、啓発活動の拡大要請
- キ 精神障害者の受入、雇用に必要な住居確保に関する事業
- ク 関係機関との連携強化

予 算 案

収 入		支 出	
寄 付 金	850,000	印 刷 費	200,000
会 費	350,000	郵 送 費	210,000
	2,000×100=200,000 会費	発 会 費	300,000
	5,000×30=150,000 賛助会費	旅 費 行 動 費	110,000
事 業 収 入	200,000	事 務 所 費	160,000
	1,000×100=100,000 総会	研 修 費	100,000
	1,000×100=100,000 研修会	賃 金	320,000
			40,000×8ヶ月
合 計	1,400,000		1,400,000

全国精神衛生職親会発会式アピール

本日ここに全国精神衛生職親会が発足した。我が国の心病む精神障害者を働く同朋として受入れている我々職親達は、企業を経営してゆく苦

楽と共に社会へ貢献してゆくことも重要であると考へてきた。精神障害者以外の心身障害者の社会復帰、社会参加は戦後復興のめざましい日本経済の中で、徐々に位置づけられてきたが、心の病い

は時に誤った理解、例えば、治らない、働けないというイメージで解釈されてきた。また、日本では精神障害者にまつわる不幸な事件が大きく報道され、ますますその負担が家族や病院に偏っていた。

1982年の国際障害者年を契機に、心の病いも障害者であり、その社会参加の促進が計られるべきという国連の決議は、従来から心病む障害者を受入れ共に働いてきた我々職親達を一段とふるいたせた。GNPの急激な上昇を誇る我が国で、共に働く精神障害者の一層の就労、及び雇用機会の増大をはかることにより、障害者の社会参加に役立ち、併せて我々職親と国民同朋の幸福追求に役立つものと確信する。

全国精神衛生職親会発会にあたり、以下のとおり決議する。

- 1 職親奨励施策の確立
- 2 回復者の住居施策の確立
- 3 病院が行う職親奨励施策の確立
- 4 保健所、精神衛生センターの行うリハビリテーション施策の確立

昭和62年7月11日

全国精神衛生職親会一同

全国精神衛生職親会 問合せ先

(有)井出加工紙

〒417 富士市国久保1-4-7

TEL 0545-52-5265

事務局

〒110 東京都台東区上野7-11-7

川村ビル6F

TEL 03-845-5084



## お知らせ

### 1 第35回精神保健全国大会の開催

期 日 昭和62年11月6日(金)  
 会 場 京都府立勤労会館大ホール  
 京都市中京区烏丸通竹屋町上ル  
 Tel (075) 221-7821  
 大会テーマ 「21世紀へ向けての心の健康づくり」  
 式次第 (1) 大会式典(厚生大臣・日本精神衛生連盟会長表彰、挨拶等)  
 (2) 記念講演、シンポジウム及びアトラクション  
 主 催 厚生省、(社)日本精神衛生連盟、(財)健康・体力づくり事業財団  
 共 催 京都府、京都市、京都精神衛生協会、京都精神病院協会  
 後 援 最高裁判所、総理府、警察庁、法務省、文部省、労働省、(社)日本医師会等

### 2 昭和62年度全国精神衛生連絡協議会総会等の開催

日 時 昭和62年11月5日(木)  
 総 会 14時～15時  
 懇話会 15時10分～16時30分  
 テ ー マ 精神衛生の今日的課題  
 座 長 谷 直介  
 京都府精神衛生センター  
 所長  
 話題提供者 高臣武史会長  
 前国立精神・神経センター  
 精神保健研究所長  
 会 場 平安会館「白河」の間(2F)  
 京都市上京区烏丸通上長者町上ル

### 3 精神障害者の社会復帰と社会参加を推進する

#### 第2回全国会議

日 時 昭和62年12月4日、5日  
 場 所 全国勤労青少年会館(中野サンプラザ)  
 参加費 資料弁当代込み5,000円予定  
 問い合わせ ☎110 台東区上野7-11-7  
 川村ビル 6階  
 ☎(03) 845-5084

## 事務局だより

1. 今年度の精神保健全国大会は、「お知らせ」欄のとおり11月6日京都市で開催されます。また大会前日の11月5日は当連絡協議会の総会と併せて精神衛生懇話会を開くことになっておりますので関係各位の御出席をお待ちし

ております。  
 2. 各都道府県の精神衛生協会の情報交換誌である「地方精神衛生」の原稿をお願いしておりますが未着のところも見受けられます。総会開催のときまでにはおとどけしたいと思っておりますので至急お送り下さるようお願いします。

昭和62年9月発行  
 編集・発行 高 臣 武 史  
 発行所 〒272 市川市国府台1～7～3  
 国立精神・神経センター  
 精神保健研究所内  
 全国精神衛生連絡協議会



